

■読者・会員募集中！録音ボランティアグループ「かえでの会」では、視覚障がいの方に向けて広報紙などを音声データ化してCDをお届けしています。CDをご希望の方は社会福祉協議会へご連絡ください。また、「かえでの会」の会員も募集中です。申請 社会福祉協議会 ☎(内線)3794

町民相談

☎ デジタル・協働推進課 協働推進班
☎(内線)3243

法律相談《完全予約制》	6月5日(金)・18日(木) 午前10時～午後3時 【7月は3日(金)・16日(木)】
司法書士法律相談	6月10日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	6月11日(木) 午後1時～4時
不動産相談	6月25日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	6月1日・4日・9日・11日・15日・ 18日・22日・25日・29日 午前10時～午後3時
人権・行政こまりごと相談	6月12日(金) 午後1時30分～3時

- 法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から受け付けます(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。
- 法律相談以外は予約優先です(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)。
- 相談当日は、協働推進班へお越しください。
- 相談窓口が分からないときは、お気軽にお問い合わせください。
- 専門相談員による同一内容の継続相談は2回までとします。

施設ガイド

☎ スポーツ・文化振興課
☎(内線)3633

スポーツ施設の抽選予約

厚木市・清川村のスポーツ施設も予約できます。

- 田代運動公園 ●三増公園(テニスコートのみ)
- 第1号公園・体育館 ●第2号公園
- 坂本運動場・体育館 ●志田運動場
- 小沢ソフトボール場

今月の抽選予約	9月利用分
抽選結果	7月2日(木)

当選者は7月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

6月の休館日・休園日

第1号公園	毎週火曜日
田代運動公園、 三増公園(陸上競技場は休場)	毎週火曜日
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館	毎週火曜日
ラビンプラザ、 レディースプラザ	30日(火)
図書館	毎週火曜日、1日(月) 館内整理のため、 20日(土)～26日(金) 蔵書点検のため
郷土資料館	毎週月曜日

教育相談

☎ 教育相談専用電話
☎046(206)1061

子どもも保護者も地域の方も、
一人で悩まないで、
まずここに相談



子どもや保護者が抱えるさまざまな悩みについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを紹介します。

来所相談 出張相談 電話相談

毎週月曜～金曜(祝日を除く)
午前9時～午後4時

来所相談、出張相談をご希望の場合は、まず電話でご連絡ください。出張相談はラビンプラザ、レディースプラザで行います。

ハローワーク 就労相談会

☎ 商工観光課 商工労政班
☎(内線)3524

子育て中の方を対象とした出張相談

6月9日(火) 午後1時～3時
役場本庁舎1階 2号相談室
予約が必要です

不用品情報



☎ デジタル・協働推進課
協働推進班 町ホームページ
☎(内線)3243 「不用品登録制度」
5月21日現在の情報です

譲ります

【無償】▽電子ピアノ▽座卓

【有償】▽DVDプレーヤー(使用済み1台・未使用1台)▽液晶テレビ37インチ
▽ぬいぐるみ

譲ってほしい

登録品はありません。

今月号の広報あいかわを読んでクイズに挑戦！ 正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼント!!



近隣の市町村で構成する県央やまなみ協議会(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)では、神奈川中央交通株式会社と連携し、公共交通の運転手の人材確保などに努めています。こうした中、2月24日と、3月24日に実施したのは、次のうちどれでしょうか。

- ①電車運転体験会
- ②バーベキュー大会
- ③バス運転体験会

5月1日号の答え:②五月病

応募方法: 町内在住の方で、1人1通に限ります。
答え・住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号と、
本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り: 6月10日(水) 郵送の場合は当日消印有効

宛先: ◆はがき 〒243-0392 愛川町 角田251-1
愛川町役場 政策秘書課 秘書広報班



- ◆ファクス 046(286)5021
- ◆メール e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
- ◆町ホームページ応募フォーム

当選者: 榎本明美さん、前川典子さん、森崎弘美さん

休日納税・相談窓口

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 6月28日(日)
午前8時30分～午後5時

所 役場1階 税務課



今月の納税・納付期限

【町県民税】第1期分、全期前納分
【国民健康保険税】第1期分、全期前納分
【介護保険料】第1期分

● 納期限は、6月30日(火)です。

6月23日(火)～29日(月)は
男女共同参画週間です

問 デジタル・協働推進課 協働推進班
☎(内線)3243

～あなたらしさが、
社会のチカラ～

職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人一人の心掛けが必要です。思い込みや偏見は能力発揮の可能性を妨げてしまいます。ぜひ、私たちのまわりのパートナーシップについて、この機会に考えてみましょう。



令和8年度 男女共同参画週間ポスター

危険物の取り扱いに注意しましょう

6月7日(日)～13日(土)は
危険物安全週間です

●全国的に危険物による事故などが多く発生しています

原因の多くは、慣れや油断からくる誤った取り扱いや、不注意などの人的要因が占めています。この機会に事業所の方はもちろん、ご家庭でも危険物の安全な取り扱い、保管方法、危険性について再確認し、事故や火災を防ぎましょう。

●身近な危険物

消防法で定められている危険物とは、「火災発生の危険性が大きい」「火災拡大の危険性が大きい」「消火の困難性が高い」などの危険性を持った物のことをいいます。特にガソリンは引火点がマイナス40℃以下と低く、火災の危険が高い物質です。ご家庭での備蓄は控えましょう。

やむを得ずガソリンの貯蔵、取り扱いをする場合の注意点

●ガソリンスタンドでガソリンを容器で購入する時

- セルフスタンドでは、自身での詰め替えは消防法で禁止されています。従業員に依頼しましょう。
- 購入時に使用目的の確認や身分証提示が必要になります。
- 金属製携行缶など、消防法に適合した容器を使いましょう。



ガソリン携行缶

●ガソリンの貯蔵、取り扱いの注意点

- 必要最低限の貯蔵量にする
- 高温になる場所には保管しない
- 使用時は、周囲に火気がないか確認する
- 容器の蓋を開ける前に空気を抜く

問 消防課 予防班
☎(内線)3717



令和8年度 危険物安全週間推進ポスター

そのワイヤレス機器、
電波トラブル起こしてるかも!?

問 関東総合通信局 不法無線局による混信・妨害 ☎ 03(6238)1939
テレビ・ラジオの受信障害 ☎ 03(6238)1945

総務省では、6月1日(月)～10日(水)を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動や不法無線局の取り締まりを強化しています。無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。電波のルールはみんなで見守りましょう。



技適マーク

総務省ホームページ
「周知・啓発活動の概要」



問 問い合わせ FAX ファクス 電子メール 費 がないものは無料です。人 がないものはどなたでも参加・来場できます。

自治会(行政区)に加入しましょう! 自治会では、夏祭りや運動会、防犯パトロール、防災訓練などの活動を通じて、住み良い地域づくりを進めています。加入希望などのお問い合わせは、地域の自治会役員へご連絡ください。問 デジタル・協働推進課 協働推進班 ☎(内線)3242